

「SASEBO Lifeをはじめよう！」佐世保市奨学金返還補助金要綱

（目的）

第1条 佐世保市は、その活力の源泉となる若年層の移住・定住及び就労を促すため、奨学金等の返還義務を抱えながら市内でチャレンジを行う若者、及び社員の奨学金を代理返還する企業に対し、予算の範囲内において、佐世保市奨学金等返還補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

奨学金 独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）が実施する貸与型奨学金、経済的理由で修学が困難な者などに学資を貸与する無利息又は利息付の奨学金をいう。

(2) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態のことをいう。

(3) 代理返還 日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていた社員に対し、企業等が返還残額の一部又は全部を日本学生支援機構に直接送金することをいう。

（交付対象企業）

第3条 補助金の交付対象企業（以下「交付対象企業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす企業とする。

(1) 市内に本・支店、事業所等を有する企業で代理返還の実績があること。

(2) 代理返還の対象である社員（以下、社員という。）が佐世保市に居住し、正規雇用者として市内で勤務していること。

(3) 日本学生支援機構が社員へ発行する奨学金返還証明書等（以下「返還証明書」という。）で代理返還額の証明ができること。

(4) 市税を納付済であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、奨学金等の返還に要する経費のうち、前条に規定する要件を満たして以降、交付申請する前年に実際に返還した額とする。ただし、第6条の資格選定後に行う代理返還額の増額分は含まないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 代理返還の場合は、代理返還額の2分の1の額社員1名当たり年額15万円を上限、ただし千円未満端数切捨て)
- (2) 前号の規定に基づき、社員が2名以上の場合は、社員1名に対する算定額を基に、対象者の人数に応じた合計額を補助金額とする。

（資格選定申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象企業は、事前にその資格選定を受けるための申請を行わなければならない。なお、社員が複数の場合は、まとめたの申請を可能とする。

- 2 前項の申請を行うための要件は、第3条に定める要件を12月31日までに満たす見込みがあることとする。
- 3 第1項の申請は、市長が別に認めたもののほか、佐世保市奨学金等返還補助金交付申請資格選定申請書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。
- 4 第1項の申請の受付期間については、毎年8月1日から11月30日までとし、その公表については、佐世保市ホームページ等を活用しながら広く市内外へ周知するものとする。
- 5 市長は、第1項の申請を行った者の中から、補助金の交付申請を行う資格を有する者（以下「申請資格者」という。）を、予算の範囲内で選定する。
- 6 前項の選定は、次の基準に従い行うものとする。
第3条に該当する者同士の選定については、抽選とする。
- 7 市長は、選定の結果を佐世保市奨学金等返還補助金交付申請資格選定通知書（様式第2号）又は佐世保市奨学金等返還補助金交付申請資格不選定通知書（様式第3号）により通知する。

- 8 市長は、申請資格者を選定したときは、佐世保市奨学金等返還補助金申請資格者台帳にその旨を登録するものとする。なお交付対象企業の申請資格者名は、企業名に代理返還支援対象者を加えたものとする。

(交付申請)

第7条 申請資格者は、佐世保市奨学金等返還補助金交付申請書兼請求書（様式第4号又は第4号の2）に、必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

交付対象企業は、誓約書（様式第5号の2）、返還額証明書、社員の氏名及び市内で就労していることを証する就労証明書（様式第6号の3）等を添付しなければならない。ただし、誓約書（様式第5号の2）について、前回の申請時から内容に変更がない場合は、その後の申請においては、添付を省略することができる。

2 交付申請の回数は、10回（10年）を上限とする。

3 交付申請の受付期間は、毎年1月10日から2月15日までとする。ただし、市長が特別の事由があると認める者については、この限りでない。

(補助金の交付決定及び交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、佐世保市奨学金等返還補助金交付決定通知書（様式第7号又は7号の2）により申請者に速やかに通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(申請資格の喪失)

第9条 申請資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 申請資格者となった際に満たしていた第3条に規定する要件のいずれかを満たさなくなったとき。なお、要件を満たさない期間は、補助対象経費としない。
- (2) 社員が、本市から転出したとき。
- (3) 申請資格者となった後、毎年度の交付申請の受付期間中に1度でも交付申請を行わなかったとき。
- (4) 申請資格者の選定を行った年から起算して10年後の最初の2月15

日を経過したとき。

(5) 社員が、死亡したとき。

(違約金等の請求)

第10条 市長は、虚偽の内容の申請、報告を行った者に対し、既に行った全部又は一部の補助金の交付決定を取り消すことができ、かつ、当該補助金の全額に相当する額を違約金として請求する。

2 前項の違約金の請求を受けた者は、違約金の支払いを命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 前2項の規定による違約金及び延滞金は、市長が必要と認める場合には、減免することができる。

第11条 前2条に規定する違約金等の請求は、佐世保市奨学金等返還補助金に係る違約金請求書（様式第8号）及び納付書により行うものとする。

(類似制度の利用)

第12条 補助金の受給者は、この補助金のほか、この要綱に基づく制度と類似した補助金等を受給することができる。

2 前項の場合において、受給した補助金額の合計が、奨学金等の返還に要する額を上回ることが明らかになったときには、市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、かつ、受給した補助金額の合計と奨学金等の返還に要する額との差額に相当する額について、補助金の返還を求めることができる。

(実績報告等の省略)

第14条 佐世保市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第11条の実績報告及び規則第12条の補助金額の確定手続は、規則第19条の規定により、省略するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の「SASEBO Life をはじめよう！」佐世保市奨学金等返還補助金要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により資格認定を受けている者の補助金の交付申請及び交付決定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の「**SASEBO Life** をはじめよう！」佐世保市奨学金等返還補助金要綱」の規程により、補助金を受けた者、及び交付手続き中の者の違約金等の請求については、改正後の第 11 条を適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行し、令和 7 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の「SASEBO Life をはじめよう！」佐世保市奨学金等返還補助金要綱の規定により資格認定及び交付決定を受けている交付対象者の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行し、令和 8 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 6 条第 7 号に規定する佐世保市奨学金等返還補助金申請資格者台帳に登録された者に対しては、第 7 条に規定する交付申請から第 1 2 条に規定する類似制度の利用について、当該要綱失効日以降も効力を有するものとする。